

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 ( · · · 第回総会 : 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )		
分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設		
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	林野庁
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名 称	
件名	10 森林所有者等に関する内部情報の利用等の拡大について		
提案市	長野市		
提案要旨	<p>本年4月より始まった森林経営管理制度「新たな森林管理システム」は、森林環境譲与税を財源として、市町村が適切な森林の経営管理を進めることとなつたが、事業の実施にあたって、必要となる森林所有者への意向調査確認等において、市町村が保有している所有者情報等の内部における目的外利用の範囲を、平成23年度以前も利用できるように拡大することを要望する。</p>		
提案理由	<p>平成24年4月から施行された森林法において、森林所有者等に関する情報の利用等について改正が行われ、市町村が保有する森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報を、森林の整備のために利用目的外の利用ができることとなつた。しかしながら、「固定資産課税台帳に記載されている森林の土地所有者に関する情報の取り扱いについて（総税固第14号。平成24年3月26日総務省自治税務局固定資産税課長通知）」において、提供できる情報が平成24年4月1日以降とされていることから、活用できる情報が少ないため、平成23年度以前の情報も利用できるよう範囲を拡大していただきたい。</p>		
現況及び課題等	<p>新たな森林管理システムにおいて実施する意向調査については、登記簿を活用して実施することとなる。</p> <p>しかしながら、木材価格の低迷などから森林整備に対する意識が低下しており、相続登記がされず所有者不明地が多いなかで、登記簿情報のほか内部利用できる範囲の情報では、森林所有者の把握が困難な状況である。</p>		
関係法令	森林法		